

訪問看護ステーション なごみ運営規程（指定訪問看護ステーション）

（事業の目的）

第1条 医療法人興生会（以下「事業者」という。）が開設する「訪問看護ステーション なごみ」（以

下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション なごみ
- (2) 所在地 小林市野尻町東麓1085-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等 看護職員

看護師2.5名以上（うち1名は管理者と兼務）

看護師等は、指定訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 服薬管理
- (3) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (5) 褥瘡の予防・処置
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等や医療機器管理
- (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 訪問看護保険適用外の料金は別に定める利用料のとおりとする。
- 3 指定訪問看護に要した交通費は、1km当たり20円とする。
- 4 死後の処置量は、12,000円とする。
- 5 前三項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小林市、高原町、都城市高崎町の一部の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応

するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守した適切な取扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションの介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止）

第13条 事業者は、高齢者虐待防止法に基づき虐待防止のため、次の具体的措置を講じるものとする。

- (1) 高齢者虐待防止に対する指針の策定
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定（管理者）
- (3) 定期的な委員会の開催
- (4) 従業者に対する虐待防止の啓発、普及のための研修の実施
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合の速やかな市町村への通報
- (6) 苦情解決体制の整備
- (7) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備

（業務継続計画の策定等）

第14条 感染症や、災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業員の安全、利用者の安全と健康を守り、看護サービスの継続性を確保していく。

- (1) 従業者に対し計画的な研修や訓練の実施

(2) 策定した計画書の定期的な見直し

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人興生会と訪問看護ステーションなごみの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。